1 審查対象団体

秋川ファーマーズセンター(以下「センター」という。)については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、秋川農業協同組合(以下「秋川農協」という。)に管理を行わせる。

2 現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、秋川農協に管理を行わせる理由については、次のとおりである。

(1) 協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っていることについて センターは、平成5年度に建設した施設であり、あきる野市における農業振興や農 業者と市民の交流を促進する中核的な複合施設として、地元で採れた新鮮で安全・安 心な農畜産物等の販売や市民が農業への理解を深めるための市民農園の運営等を行う こととしている。その管理運営は、オープン当初から秋川農協に委託しており、平成 18年度からは指定管理者制度により、引き続き、秋川農協がセンターに出荷される 農産物の安定的な供給のために、作付け・栽培指導や品質管理、市民農園の運営等を 行っている。

事業については、協定書、事業計画書に沿って適正に指定管理業務を行い、施設の利用状況及び利用料金収入についても、近年の異常気象による影響が大きい中、安定しているため、モニタリングの評価も適正となっている。

また、平成29年度の事業報告・収支決算の状況から、安定的な経営ができている。

(2) 施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であることについて

夏・秋を中心としたイベントの開催、付加価値の高い農産物加工品の販売、旬の野菜を取り入れたレシピの紹介などにより、売上の向上に努めている。

また、消費者が求める新鮮で、安全・安心な農産物であることをPRするため、平成20年にJA東京中央会の「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入し、農業者の栽培履歴の登録や作物ごとに使用できる農薬と散布回数などの適正化を図り、集客力の向上に努力している。

このように売上と集客力の向上とを図るため、新鮮で安全・安心な農畜産物の提供に努めているが、近年の異常気象や端境期に対応するため、東京都、市など関係機関と協力し、天候に左右されにくいパイプハウスなどの施設や農産物加工所の導入を推進するなど、あきる野農業の目指す「地産地消型」農業の推進に寄与している。

(3) 収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であることについて

平成29年度事業報告・収支決算の状況から、安定的な経営状況が認められる。 しかし、将来に向けて、直売所会員の高齢化、後継者不足による担い手不足により、 出荷量の減少、売上の減少、来客数の減少が懸念されている。

このため、秋川農協及び直売所運営委員会では、新たな出荷者として、東京都や市が認めた新規就農者を会員として受入れている。また、生産技術の向上を目的とした研修会の開催、集客対策としてのイベントの開催、売り場のレイアウト変更など、改善策を実施している。

(4) 指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの 提供が認められることについて

センター開設以来25年間にわたり農業者、消費者及び市民と連携して、あきる野農業の発展に寄与してきた実績とともに、長年の施設運営に関するノウハウを活用し、スムーズな運営と農業者の経営の向上を推進させてきた団体である。今後もあきる野農業の更なる発展を担うことが期待でき、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できることから、秋川農協をセンターの指定管理者とする。

(参考)

施設利用者(レジ客)及び売上額一覧表

年 度	施設利用者(レジ客)(人)	売 上 額 (千円)
平成25年度	313, 388	478, 803
平成26年度	308, 452	454, 949
平成27年度	304, 782	452, 779
平成28年度	304, 331	457, 575
平成29年度	303, 528	466, 268

施設の概要

(1) 名 称: 秋川ファーマーズセンター(2) 所在地: あきる野市二宮811番地

(3) 規模:建築面積 1,385.53㎡

(内販売面積404.60 m²)植木・盆栽コーナー2,133 m²苗木用建物58.50 m²バーベキューコーナー126 m²ストックヤード15.16 m²駐車場面積(75台収容)2,178 m²

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日(5年間)

4 指定管理者の指定管理料

なし